

＜交付申請書提出にあたっての注意点＞

1. 交付申請書の添付書類についての留意事項（新築用）

添付書類	留意事項
① 県税の完納証明書（原本）	申込書提出時にお住まいの都道府県の完納証明書を添付してください。岐阜県の場合は、県税事務所で取得できます。なお、工事請負契約が連名の場合であっても、交付申請者のみの完納証明書で結構です。
② 市・県民税の納税証明書（原本）	平成29年度の納税証明書が必要です。（滞納していないことがわかること。）平成29年度の納税証明書を取得するには、平成29年1月1日に住民票のあった市町村のみで取得できます。また、非課税の方は、納税証明書の代わりに「非課税証明書」を取得してください。なお、工事請負契約が連名の場合であっても、交付申請者のみの納税証明書で結構です。
③ 確認済証の写し（建築基準法に基づくもの）	建築確認申請の必要がない住宅の場合は、建築工事届の写しを添付してください。
④ 工事請負契約書の写し	契約日、金額及び契約者がわかるようにしてください。
⑤ 省エネ基準に適合していることを示す書類の写し（いずれか一つ）	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）の規定に基づく「設計住宅性能評価書」（断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は等級5に適合することがわかること。）の写し 2 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）の規定に基づく「低炭素建築物新築等計画の認定通知書」の写し 3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の規定に基づく「BELS」（ベルス：建築物省エネルギー性能表示制度）による省エネルギー基準（星マーク2つ以上であること。）の認証の写し
⑥ 劣化対策が行われていることを示す書類の写し（いずれか一つ）	<ol style="list-style-type: none"> 1 品確法の規定に基づく「設計住宅性能評価書」（劣化対策等級2又は3であるものに限る。）の写し 2 独立行政法人住宅金融支援機構が取り扱うフラット35の「適合証明書」の写し 3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の規定に基づく、「長期優良住宅建築等計画の認定通知書」の写し
⑦ <u>振込先口座の通帳の写し</u>	金融機関名、店舗名、預金種目、口座番号、口座名義人名カナ、及び口座名義がわかること。

(加算基準に該当する場合)

⑧ 加算基準（長期優良住宅）に該当することを示す書類の写し	長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく「長期優良住宅建築等計画の認定通知書」の写し。なお、⑥劣化対策が行われていることを示す書類として、「長期優良住宅建築等計画の認定通知書」の写しを添付した場合は兼用できます。
⑨ 加算基準（移住者）に該当することを示す書類（原本）	<交付申請の時点ですでに移住者である方> 移住者であることが分かる書類 (例: 住民票の写しの原本又は戸籍の付票) <交付申請の時点でまだ移住者でない方> 現在の住所地が記載されている住民票の写しの原本

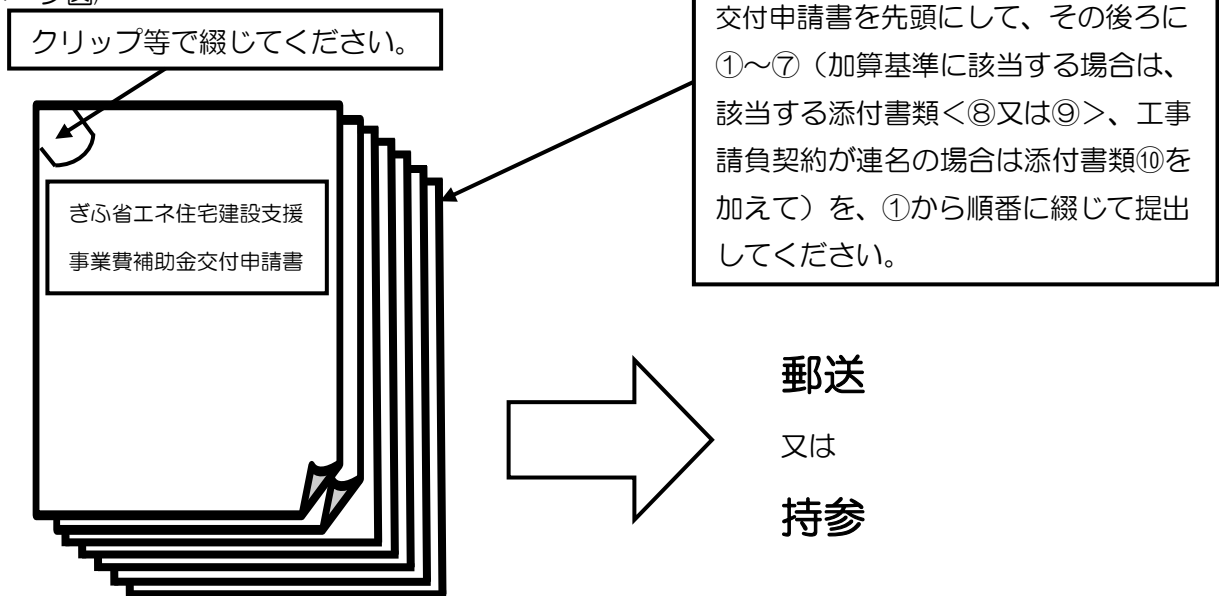
(工事請負契約が連名の場合)

⑩ 同意書	交付申請者以外に工事請負契約者がいる場合は、その者の同意書を添付してください。
-------	---

2. 添付書類の綴じ方について

添付書類①～⑦（加算基準に該当する場合は、該当する添付書類<⑧又は⑨>、工事請負契約が連名の場合は添付書類⑩を加えて）を、交付申請書の後ろに、①から順番に左上にクリップ等で綴じていただき、郵送又は持参のうえ提出してください。

(イメージ図)



3. 交付申請書の提出について

【提出期限】平成30年11月30日（県必着）

【提出先】 岐阜県都市建築部住宅課住宅企画係

【提出部数】 1部

【提出方法】 ○郵送の場合

〒500-8570 岐阜市数田南 2-1-1 岐阜県都市建築部住宅課住宅企画係宛て
(個人情報ですので、簡易書留、レターパックなどを御利用ください。)

○持参の場合

平日の午前8時30分から午後5時15分まで受け付けています。